

国民健康保険の

届け出はお済みですか？

春は学校の卒業や入学、会社の年度末や年度始めと重なり、何かと異動の多い季節です。この異動に伴い、皆さんが加入している健康保険が変わる場合があります。国民健康保険（国保）は、会社の保険などと違い、加入・脱退の手続きは各自で行わなければなりません。

次のような場合は、14日以内に届け出が必要です。

転職・退職をして会社を辞めたとき

会社を辞めて、会社の健康保険などの資格を失った場合は、国保に加入する手続きが必要となります。

◆手続きに必要なもの
健康保険資格喪失証明書・国保の保険証（世帯に国保資格者がすでにいるとき）

就職・転職で会社に入ったとき

国保に加入しているかたが、就職などで会社の健康保険などに加入することになったら、国保を脱退する手続きが必要です。

◆手続きに必要なもの
会社の健康保険証か健康保険資格取得証明書・国保の保険証

定年退職を迎えたとき

定年などで長年勤めた会社を退職し、次の条件のすべてに当てはまるかたは、退職者医療制度で医療を受けることとなります。この制度は、現役時代に加入していた社会保険などの交付金により医療費が支払われ、手続きをしないしていると国保の医療費を圧迫し、皆さんが納める保険税の増加につながることにちなかれません。

退職医療制度の条件

会社などを退職して国保に加入したかたで、老人保健の適用を受けていないかたのうち、厚生年金など老齢（退職）年金を受けており、その加入期間が20年（または40歳以降に10年）以上あるかた、およびその扶養家族

◆手続きに必要なもの

印鑑・年金証書（年金を納めた期間の分かるもの）・国保の保険証

修学のため

他の市町村に住むとき

修学のため親元を離れ、学校所在地などに住所を移したとき、学生用の保険証を交付します。

なお、学校所在地などに住民登録を移さない場合は、学生用の遠隔地の保険証を交付します。

◆手続きに必要なもの

印鑑・国保の保険証・在学証明書（住所を移した場合のみ必要）

※学生用の被保険者証の交付を受けているかたが卒業または学校をやめた場合、本市の国保の資格がなくなるので、国保を脱退する手続きが必要です。手続きをしないしていると、国保税が課税されたままとなりますのでご注意ください。なお、卒業または学校をやめた後に会社などの健康保険に加入しなにかたは、住所地の国保に加入することになります。

◆手続きに必要なもの

国保の保険証・学生用の保険証・卒業証書の写し

高額医療費について

70歳未満のかたが入院した場合、申請により自己負担分について限度額までを支払えば良い制度があります。なお、保険税の滞納がある場合など、この制度を利用できない場合があります。詳しくは、国保年金課へお問い合わせください。

問い合わせ先

国保年金課

☎ 5111 内線 248

医療保険の流れ

生まれてから学生までの間

- 健康保険（会社員など）
- 共済組合（公務員など）
- 船員保険（船員）
- 国民健康保険（自営業など）

→ 14日以内に国保への届け出が必要です

就職

- 会社員（健康保険）
- 公務員（共済保険）
- 船員（船員保険）

定年退職

任意継続

自営業など（国民健康保険）

退職者医療制度

就職・転職

転職・退職